

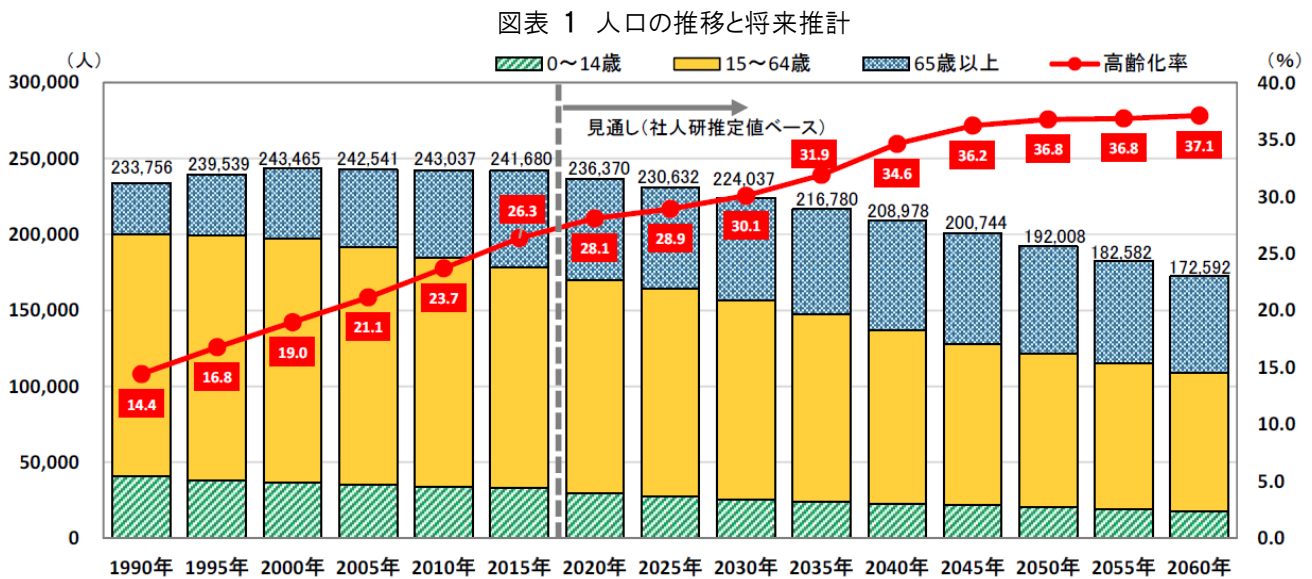
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 人口構造

松本市の人口は、2002（平成14）年をピークとして、以降は減少傾向に転じています。「平成27年 松本市『超少子高齢型人口減少社会における松本市の人口推計』」によると、松本市の人口は今後更に減少していくと予測されています。高齢化の進行とともに、15歳～64歳の生産年齢人口の減少が予測され、これに伴う労働力不足が懸念されます。（図表1）



出典：2010年まで国勢調査、2015年松本市統計月報（4月1日現在）

2020年以降 内閣府提供資料（国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）「日本の地域別将来人口推計」）

イ 産業構造

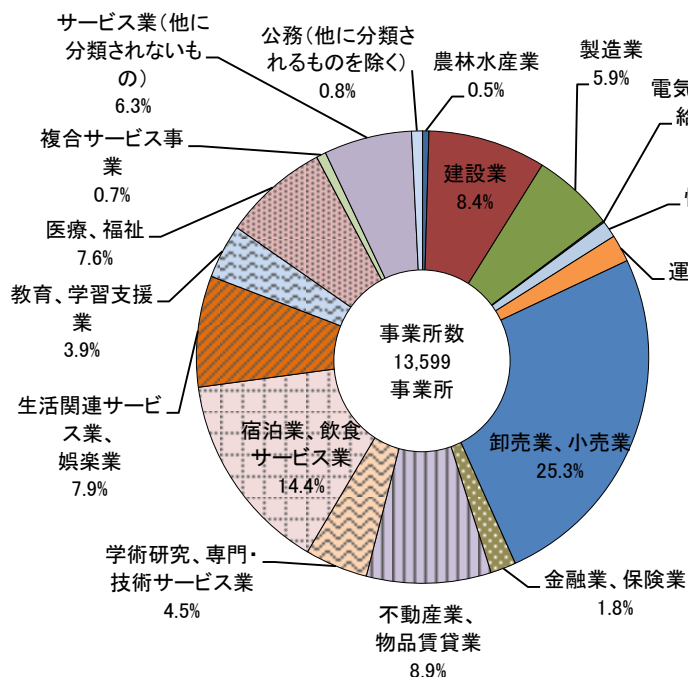
平成26年の事業所数は13,599事業所となっており、産業別構成比をみると、第3次産業が8割を超えています。産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が25.3%と最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「不動産業、物品賃貸業」、「建設業」等となっています（図表2、3）

従業者数は129,566人となっており、産業別構成比をみると第3次産業が8割を超えています。産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が20.6%と最も高く、次いで「医療、福祉」、「製造業」、「宿泊業、飲食サービス業」等となっています（図表2、4）

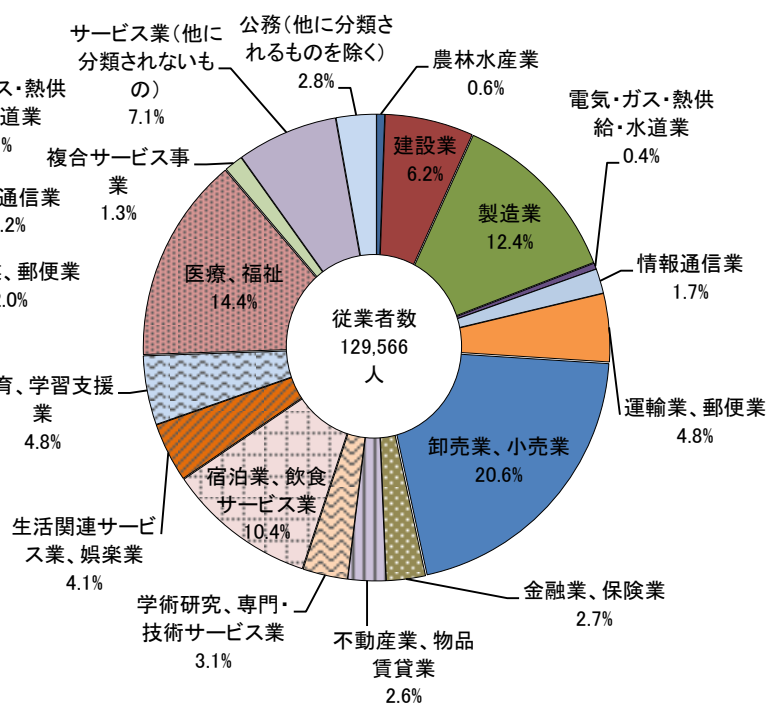
図表 2 産業別事業所数・従業者数

産業大分類	事業所数		従業者数	
	実数	構成比	実数	構成比
第1次産業	62	0.5%	725	0.6%
農林水産業	62	0.5%	725	0.6%
第2次産業	1,943	14.3%	24,045	18.6%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0%	4	0.0%
建設業	1,145	8.4%	8,013	6.2%
製造業	797	5.9%	16,028	12.4%
第3次産業	11,594	85.3%	104,796	80.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	14	0.1%	545	0.4%
情報通信業	163	1.2%	2,226	1.7%
運輸業、郵便業	266	2.0%	6,163	4.8%
卸売業、小売業	3,437	25.3%	26,690	20.6%
金融業、保険業	248	1.8%	3,531	2.7%
不動産業、物品賃貸業	1,211	8.9%	3,413	2.6%
学術研究、専門・技術サービス業	611	4.5%	4,059	3.1%
宿泊業、飲食サービス業	1,955	14.4%	13,479	10.4%
生活関連サービス業、娯楽業	1,080	7.9%	5,349	4.1%
教育、学習支援業	529	3.9%	6,253	4.8%
医療、福祉	1,027	7.6%	18,630	14.4%
複合サービス事業	93	0.7%	1,684	1.3%
サービス業(他に分類されないもの)	854	6.3%	9,152	7.1%
公務(他に分類されるものを除く)	106	0.8%	3,622	2.8%
全産業	13,599		129,566	

図表 3 事業所数の構成比



図表 4 従業者数の構成比



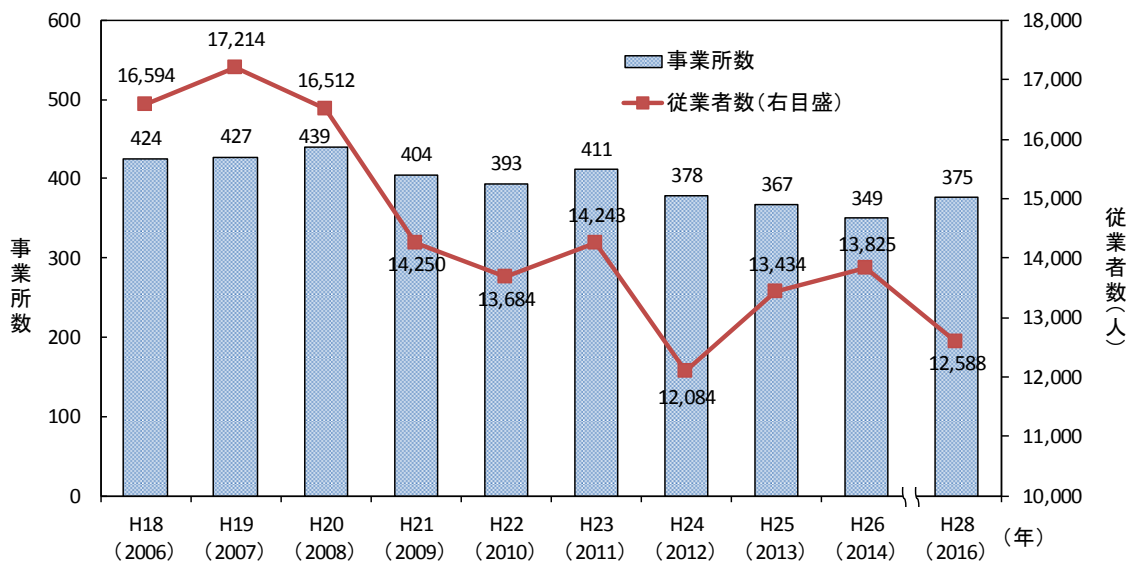
(資料)総務省時計局「H26 経済センサス基礎調査」

ウ 事業所数・従業者数

事業所数は減少傾向にあり、国や長野県とほぼ同様の傾向となっています。従業者数は、2007（平成 19）年の 17,214 人をピークに減少傾向にあり、2012（平成 24）年には大きく落ち込みました。2013（平成 25）、2014（平成 26）年と緩やかに回復しましたが、2016（平成 28）年は再び減少に転じています。なお、2012（平成 24）年の急激な減少を業種別寄与度（対前年）で見ると、「電子部品・デバイス・電子回路製

造業」、「情報通信機械器具製造業」の減少による影響が原因として挙げられます。(図表 5)

図表 5 事業所数・従業者数の推移

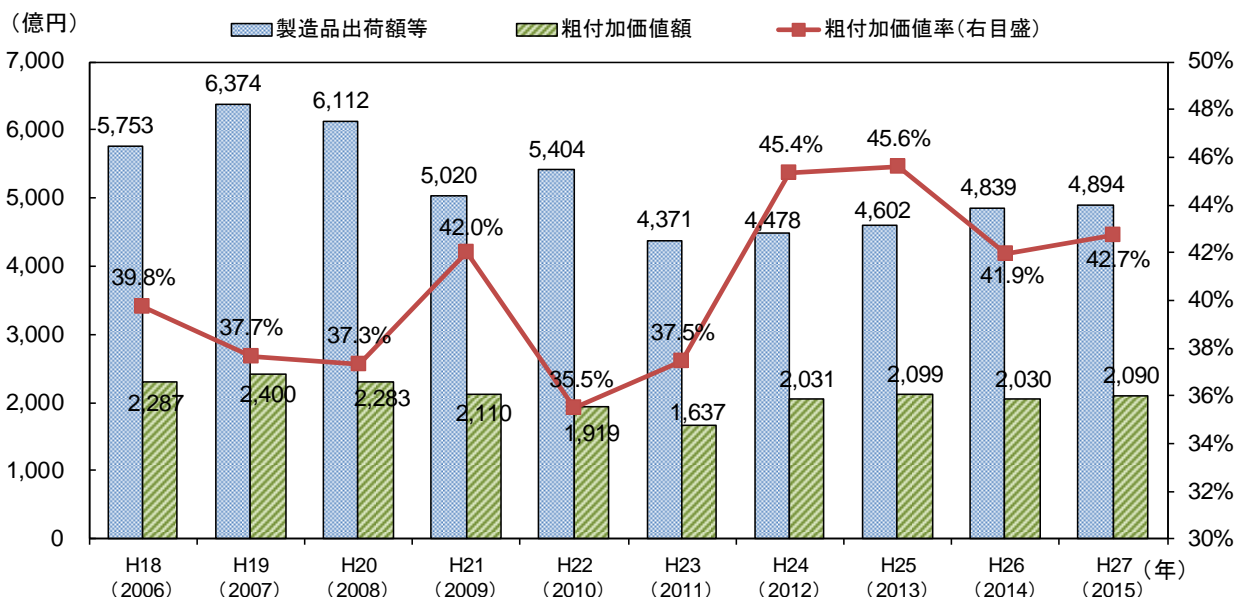


(資料) 経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」
 (注1) 従業者4人以上の事業所
 (注2) H18～H21年は合併前の旧波田町の値を含む

エ 製造品出荷額等

製造品出荷額等は、2007(平成19)年の6,374億円をピークに減少しましたが、2012(平成24)年以降は緩やかな回復傾向にあります。粗付加価値額も、2007(平成19)年の2,400億円をピークに減少しましたが、2012(平成24)年以降は2,000億円前後で推移しています。一方、粗付加価値率(粗付加価値額/製造品出荷額等)は、調査年によって大きく変動しています。2012(平成24)年の急激な増加について業種別に見ると、製造品出荷額等の最も大きい「情報通信機械器具製造業」の粗付加価値率が上昇したことが、全体の粗付加価値率の上昇に寄与したものと考えられます。(図表6)

図表 6 製造品出荷額等及び粗付加価値額の推移

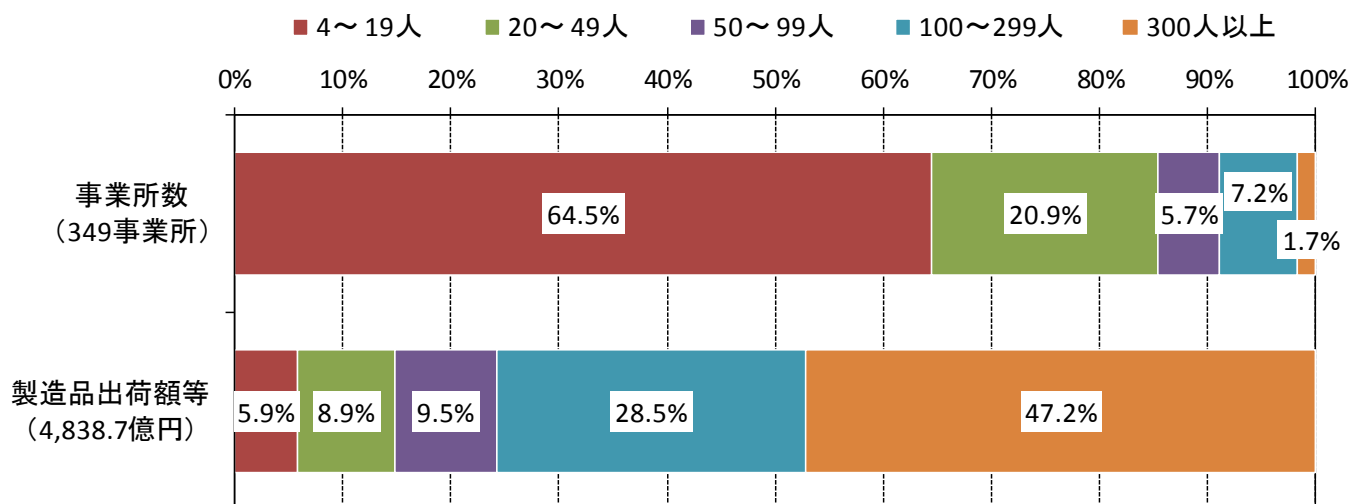


(資料) 経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」
 (注1) 従業者4人以上の事業所
 (注2) H18～H21年は合併前の旧波田町の値を含む

オ 従業者規模別事業所数

従業者規模別に事業所数を見ると、「4～19人」で半数超の64.5%を占めており、300人未満の事業所では、全体の98.3%を占めています。松本市の製造業は、大半が中小企業者から構成されており、中でも小規模企業者が全体の6割超を占めていることがわかります。300人以上の事業所は、事業所数で見ると1.7%にとどまる一方、製造品出荷額等は47.2%であり、数社の大企業で松本市の製造品出荷額等の半分近くを占めています。(図表7)

図表7 従業者規模別にみた事業所数・製造品出荷額等



(資料)経済産業省「平成26年 工業統計調査」

(注)松本市分を独自に集計したもの(松本市 総務部 情報政策課)

以上の内容から、本市の人口は今後更に減少が予測されており、市内の事業所数、従業者数ともに減少傾向で、製造品出荷額等もピーク時よりも低い水準で推移しています。

また、少子高齢化の進行とともに、生産年齢人口の減少が予測されており、今後の人手不足に対応するため、中小企業者の先端設備等の導入を促し、生産性を向上させることが不可欠となっています。

(2) 目標

生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画認定件数を180件とします。なお、認定件数の目標値は、本計画期間の終期までの件数とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるもの）が年平均3%以上向上すること。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、小売業、宿泊業など多岐にわたっており、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要があるため、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等の全てとする。

- ・機械及び装置
- ・器具及び備品
- ・工具「測定工具及び検査工具（電気または、電子を利用するものを含む）」
- ・建物附属設備
- ・ソフトウェア

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、製造業、小売業、宿泊業など多岐にわたっており、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要があるため、本市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業、小売業、宿泊業など多岐にわたっており、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要があるため、中小企業経営強化法第2条第1項に規定する中小企業が行う全業種・全事業とする。

- ・製造業、建設業、運輸業、その他の業種（卸売業、小売業、サービス業除く）
- ・卸売業
- ・小売業
- ・サービス業
- ・政令指定業種

ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）

ソフトウェア業又は情報処理サービス業
旅館業

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進指針に基づき、計画期間は国の同意の日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

導入促進指針に基づき、計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税を滞納している者を先端設備等導入計画の認定の対象から除くことにより、市税負担の公平性を確保する。